



京都市立芸術大学

整備・改革基本計画

目次

第1章 大学整備・改革基本計画の策定

第1 基本計画策定の趣旨	1
第2 社会環境の変化と京都市立芸術大学の役割	2
1 大学を取り巻く社会環境の変化	
2 京都における芸術系公立大学としての役割	

第2章 目指す大学像

3

第3章 大学改革の取組

第1節 教育研究の充実	4
第1 質の高い教育研究の推進	4
1 教育課程	
2 教育方法	
3 研究	
4 国際化の促進	
第2 豊かな感性を持ち、幅広い知識・教養を備えた人材の育成	9
1 学習支援・進路支援	
2 生活支援	
第3 情報の受発信の推進	11
1 大学情報の発信	
2 作品展・演奏会・公開講座等の開催	
3 サテライト施設の活用	
第2節 学外連携と社会・市民への還元の推進	13
第1 産学公連携の推進	13
1 産学公連携	
2 文化芸術機関との連携	
3 国内の大学等教育研究機関との連携	
第2 芸術系大学等及び小中高大との連携の推進	14
1 芸術系大学、他大学との連携	
2 小中高大連携	
第3 芸術大学資源の提供と社会・市民への還元	15
1 アーカイブ機能の充実	
2 リカレント教育	
3 寄付制度	
4 知的財産	
5 市民への研究成果の還元	
第3節 教育研究環境の整備・向上	18
第1 施設の現状と課題	18
第2 今後の整備方向	20
第4節 公立大学法人制度の導入	22
第1 公立大学法人化の意義	22
第2 公立大学法人の設立	22
1 組織・運営	
2 人事	
3 財務会計	
4 目標・評価	
参考資料	29

第1章 大学整備・改革基本計画の策定

第1 基本計画策定の趣旨

京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）は、明治13年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された京都府画学校を母体とする日本で最も長い歴史を持つ芸術大学である。美術と音楽を両軸とする京都芸大は、文化芸術都市・京都に蓄積された豊かな美の伝統を背景に、建学以来130年にわたって、国内外の芸術界・産業界で活躍する優れた人材を輩出し、日本のみならず世界の文化芸術の発展に貢献してきた。

しかし、大学を取り巻く社会環境が大きく変化し、多くの大学が積極的に改革を推進している現状にあって、受験生の確保や施設整備等の課題を解決し、京都芸大が担う役割を明確にし、それを市民に理解してもらうとともに、京都芸大が持つ資源を積極的に市民に還元することが求められている。

このような状況を背景に、京都芸大は、平成18年3月に「京都市立芸術大学の将来に向けて」を策定し、「教育研究の充実」、「開かれた大学」、「効率的な大学運営」の3つの観点から改革に取り組むとともに、公立大学法人化については、メリット、デメリットを明確にしたうえで、「現段階では法人化を積極的に進めることは妥当ではない。」と結論付けた。

しかしながら、その後、平成20年7月には、広く外部の方からの意見を聴取するため、京都芸大を設置・運営する京都市は、学識経験者、芸術家等で構成される「京都市立芸術大学のあり方懇談会」を設置し、平成21年5月に提言を頂いた。

提言では、京都市が京都芸大を持つ意義を踏まえ、京都芸大の未来像とそれを実現するための方策を例示されるとともに、今まで以上に大学改革を進めていかなければならないと言及し、改革を実現するために、公立大学法人化は非常に有効な手段の一つであるとされている。

それらを踏まえ、京都市では、平成21年8月に、「教育研究の充実」、「関係諸機関との連携の強化」、「公立大学法人制度の導入」の3つを取組推進の柱とする「京都市立芸術大学整備・改革方針」（以下「方針」という。）を策定した。それを受け、京都市と京都芸大で、現状と将来のあるべき姿を含めて、方針に示された方向性をより充実したものに構築していくための議論を深めてきているところである。

今回策定した「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」（以下「基本計画」という。）では、京都芸大の現状に対する市民各層の意見や評価、また、公立大学法人化に当たっては、芸術の特性を踏まえた大学運営が望まれ、経費削減が目的ではないという提言の内容を尊重した。さらに、大学が自ら問題意識を持ち、主体的に自己変革や新たな創造に挑戦し、より一層市民の期待に応えられるよう努力する必要があるという方針の内容を踏まえ、長期的に取り組む事項を含めた改革すべき内容の基本的方向を取りまとめ、広く市民に示すものとして策定したものである。

今後、基本計画に基づいて、京都芸大の整備、改革を推し進めていくこととし、具体的な内容については、公立大学法人の定款や中期目標、中期計画等の中で明記し、着実に実行していくとともに、長期的に取り組む事項については、その実施に向け、方向性を明確にしていくこととする。

また、京都芸大は、平成24年4月に設立を予定している公立大学法人が設置し、運営する大学になるが、基本計画に記載している大学改革の取組については、公立大学法人へ継承する。

1 大学を取り巻く社会環境の変化

近年、急激なグローバル化による社会経済システムの構造的変化、長引く経済不況、生活に豊かさを求める価値観・人生観の多様化、少子化に伴う大学間競争の激化など、大学を取り巻く社会環境は大きく変化している。

特に、18歳以下の人口が減少に転じる一方、大学の設置数は増加しており、大学への入学希望者総数が大学全体の入学定員総数を下回る状況となる、いわゆる大学全入時代を迎えることとなり、大学は、受験生を「選ぶ」という時代から、受験生から「選ばれる」という時代に変わりつつある。

そのため、国立、公立、私立を問わず、各大学が、学術の進展、社会の多様な要請や学生のニーズに対応できるよう、大学を運営する視点だけでなく、大学で学び、自己実現を図っていく学生の視点も加味しながら、大学の理念、目標を踏まえつつ、新たな時代に向けて、教育内容の充実、教育研究環境の整備、運営体制の改善など、魅力ある大学となるよう総合的に大学改革を推進しているところである。

以上のようなことを踏まえ、京都芸大においては、公立大学の性質に鑑み、京都芸大が持つ資源を市民に還元することにより、京都における文化芸術の発展はもとより、経済・産業の振興、地域の活性化等により一層貢献できるよう、その責任を果たしていくことが求められている。

2 京都における芸術系公立大学としての役割

京都は、言うまでもなく、日本ひいては世界をリードする文化芸術都市であり、そこにある京都芸大は、「文化芸術都市・京都」、「ものづくり都市・京都」の中核を担い、産業の発展、地域の活性化に貢献するなど、京都の都市格の保持・向上に重要な役割を果たしてきた。

その歴史は、明治期に東京遷都で京都市が危機的な状況に陥る中、京都の都市振興を願う市民の情熱によって誕生した京都府画学校に始まり、戦後の音楽短期大学の設立、更に日本伝統音楽研究センターの開設等を通じて、芸術の総合的な教育研究機関としての現在の体制に至っている。まさに伝統文化の宝庫である京都の土地柄を背景に、京都市民が京都芸大を支え、京都の都市格を高めてきたと言っても過言ではない。

また、京都芸大自身も、市民の期待に応えられる大学となるため、創造的な文化芸術に係る教育を通じて国際的に活躍する芸術家を育てるなど、京都の文化芸術の発展に大きく貢献してきた。価値観が多様化した現代社会においても、京都芸大が果たす役割は何ら変わるものではないが、京都市の重要政策である文化芸術による都市づくりの一翼を担い、より一層、市民の文化芸術に対する情熱をかき立てることのできる存在として、世界に通用する人材の養成を図ることのみならず、芸術における質の高い専門的な教育・研究によって、社会の中で活躍できる多様な創造的人材を育て、市民とともに歩む開かれた大学を目指していく。

京都市の厳しい財政状況の中、効率的な大学運営に努めることはもちろんであるが、京都芸大の担う重要な役割を果たすため、教育内容の充実、教育研究環境の整備、運営体制の改善等の改革を間断なく推進していくこととする。

第2章 目指す大学像

京都芸大は、将来にわたって優れた人材を輩出するだけでなく、今後より一層京都の文化芸術の向上を図る役割を担っていく公立大学であり続けるためには、市民に愛され、そして市民が誇りに思う大学であり続けなければならない。

そのため、社会環境や市民・学生のニーズの変化に伴い、文化芸術の役割が増大する中、現状に留まらず、これまで培った伝統を守りながら、先取の取組を進め、他大学と競争しつつも、連携を図る必要がある。また、提言や方針の中でも、大きな課題とされている施設整備については、老朽化、狭あい化、立地条件等により、教育研究や関係諸機関との連携、市民への還元等に影響を及ぼしていることから、市内中心部への移転を基本に検討していく必要がある。

それらのことを踏まえ、方針に掲げる目標¹が達成できるよう、次の4つの大学像を目指していくこととする。



京都さらには日本の文化芸術の基軸となる

130年にわたって培われた文化芸術の教育研究を更に推し進め、京都さらには日本の文化芸術を先導し、国際的な文化芸術の基軸となる。



未来の文化芸術をリードする人材を育成する

京都の豊かな文化資源を生かした高度で濃密な教育環境により、学生の個性と可能性を伸ばし、世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人材を育成する。



京都市民の創造性を高め、市民に愛され支えられる存在となる

京都芸大が有する美術・音楽の文化資源を市民に積極的に還元し、文化芸術への共感を高め、裾野を広げる。



産業振興及び地域社会に貢献する

「大学のまち」であり、先端技術と伝統芸術が共存する「ものづくりのまち」である京都の特性を生かし、教育研究機関や産業界と連携し、産業振興及び地域社会により一層貢献する。

¹ 方針に掲げる目標 「京都市民に愛され、京都市民が誇りに思う大学」、「日本の文化芸術をリードし続け、世界に向け飛躍する大学」を掲げている。

第3章 大学改革の取組

京都芸大の改革は、芸術の教育研究の更なる充実のもとより、創造性を基軸にした未来の京都のまちづくりにも密接に連動したものになる。

京都の豊かな文化的土壌に支えられ、日本のみならず世界的に活躍する芸術家を数多く輩出してきた京都芸大の極めて高度な芸術教育の成果を通して、教育や生活のあらゆる場面に文化芸術を浸透させ、都市の創造性を高めることは、京都の未来を切り開くために、非常に有用である。

第3章では、未来を切り開くための大学改革の取組と内容を、「第1節 教育研究の充実」及び「第2節 学外連携と社会・市民への還元の推進」でそれぞれ示し、第1節・第2節の取組を支える手段として、「第3節 教育研究環境の整備・向上」を掲げ、第1節・第2節を着実に実行できる組織・運営体制として、「第4節 公立大学法人制度の導入」において、その基本的な方向性を示している。

第1節 教育研究の充実

第1 質の高い教育研究の推進

京都芸大は、教員が個々の学生と向き合い、自立した芸術家として求められる、「考えること」、「作ること」、「技を磨くこと」、そして「表現すること」を、系統的にカリキュラムに位置付けて指導している数少ない芸術大学である。その過程で、学生に、芸術家としての職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てる教育を行っている。

美術における「高度な専門性と柔軟な横断性の両立」を目指して築いてきた教育課程や組織、音楽における実際に聴衆を前にしたコンサート等の体験的授業によって個々の水準を高めていく教育方法など、独自のノウハウによってこれまで実績を挙げてきた。

しかしながら、少子化等の社会環境の変化に対応しながら、今まで以上に時代や社会の期待に応えるための力を高めていかなければならない。そのためには、教育研究を更に高度化し、国際化を推進して、文化芸術の教育研究において、存在感を發揮し続けることが重要である。これまで取り組んできた姿勢を基本に持ちつつ、更に質の高い教育研究を実施するために、その内容を常に検証しながら、改革を推進する。

1 教育課程

(1) 教育の充実

少人数教育の利点を生かし、学びの質を高め、学びの幅を広げるための取組を行う。

教育の高度化を目的とした教育課程

(美術学部・大学院美術研究科)

<実技教育>

学生の幅広い関心と自由な発想を基本に、選択した専門に対応した技能の習得を目指す。

- ・専攻横断型教育²の基盤である総合基礎実技課程を充実する。
- ・研究計画と合同批評会に基づいた、チュートリアル・システム³を核とする、学生の個性を尊重した緻密な指導を行う。
- ・工房訪問など、京都の資源を活用した授業を計画する。

<学科教育>

大学教育に必要な基本的な内容を確保するとともに、単なる知識の伝授に留まらず、学生自らの気づきを促し、創作意欲を触発する教育内容の更なる充実を図る。

- ・ギャラリスト⁴によるアートマネジメント⁵に関する講座を開講する。

<美術研究科>

京都芸大が持つ芸術の高等専門教育研究における中核的な役割に鑑み、教育研究の更なる高度化を図るためにも大学院重点化の方向を探る。

- ・修士課程の定員を増員する。
- ・修士課程における社会人入学制度を検討する。

(音楽学部・大学院音楽研究科)

「個性と芸術性を尊重する想像力豊かな音楽芸術の教育と研究を行い、その成果を歴史ある京都の地から発信し、世界の音楽文化の発展に貢献する。」という考えのもと、新たな時代の要請に対応していく。

² 専攻横断型教育 美術学部では、1年生全員が、「総合基礎実技教育」と呼ばれる教育課程において、美術科、デザイン科、工芸科、総合芸術学科の分野を横断して、共同での作業や共通課題での作品制作、ものづくりを体験している。この体験型教育による成果が、その後の学生の教育研究を充実させる幅広い知識、考え方、技法習得につながっており、他大学にない特徴となっている。

³ チュートリアル・システム (Tutorial System) チュートリアルとは、大学等で、少数の学生に教員が集中的に教える少数セミナーもしくは個人指導を指す。美術学部では、各学生の研究計画に基づいて、教員が研究内容や進捗よく状況等を把握しながら、制作の総合的なアドバイスや指導を行う密度の高い教育を実践している。

⁴ ギャラリスト ギャラリスト (美術商) は、美術家のマネジャーのような存在である。ギャラリストは、美術家を育成・指導し、より大きな発表機会に恵まれるよう美術館やキュレーターに紹介して回り、また作品を購入してくれそうな顧客を回り、売上げや制作に必要な資金を美術家に支払う。

⁵ アートマネジメント (Art Management) アートの世界に一般の企業経営におけるマネジメントの手法を導入しようという考え方で、アートを生み出すアーティストと社会の橋渡しを目的に、必要な資金やノウハウの確保、アーティストの発掘や教育、社会に対するアートの啓蒙活動、アート市場に対するマーケティング活動など、さまざまなマネジメント活動を含む。京都芸大では、アートマネジメント能力を作家、演奏家、作曲家が育つための重要なスキルと位置付けており、音楽学部では、選択科目として授業を開講している。

<実技系専攻>

- ・個人レッスン等による少人数教育を堅持しながら、新たな時代の表現様式を開拓⁶していく。
- ・コンサートなど、聴衆を前にした実践的な学びを重視する。

<音楽学専攻>

芸術大学に設置された専攻であることの利点を生かした音楽に関する様々な学術研究を幅広く行う。

<全専攻>

アートマネジメント科目⁷の充実により、芸術活動を支援する技能の向上に努める。

<音楽研究科>

実技系の博士課程を有する、日本で数少ない教育研究機関の一つとして、幅広く高度な教育研究を行い、そのための環境の整備に努める。

(2) 学科・専攻の設置・充実⁸

美術学部・音楽学部ともに、教育研究の多様化や社会的な要請に応えるため、学科・専攻の設置・充実に取り組む。

教育研究組織等の見直し

- ・美術学部において、日本の「ものづくり」文化の発展⁹にこれまで以上に寄与できるようなデザイン科の充実に取り組む。
- ・音楽学部・音楽研究科において、古楽や室内楽¹⁰等の必要な専攻の設置又は充実を目指す。
- ・修士課程に、日本伝統音楽研究センターと音楽研究科が協力して、「日本伝統音楽・芸能（仮称）専攻」の設置を目指すとともに、インターンシップ¹¹を活用した研究教育方法を構築する。

⁶ 「新たな時代の表現様式を開拓」 実際の音楽づくりにおいて、表現しようとするイメージや思いを具現化するときには、表現媒体（既成の楽器や録音した環境音等）、構成要素（音楽を構成しているリズム、旋律、音の重なり、速度等）、表現技法（音響的存在として具現化するための打つ、はじく、吹く等の技法）、音楽様式（音楽を特徴付けているクラシック音楽、ポピュラー音楽、日本音楽等の表現様式）等の条件を選択していく。

現代に生きる音楽家にとって、自分たちの表現しようとするイメージを考え、それを表現しようとするとき、どのような方法で繰り広げるかは、常に新たな問題である。伝統から様々なことを学びつつも、自らの表現をいかに形作るかが重要である。

⁷ 音楽学部のアートマネジメント科目 講義形式の「音楽経営論」を平成17年度から、実際にコンサート等を企画する「音楽学演習」は平成18年度から開講している。

⁸ 参考資料 組織図 参照

⁹ 「ものづくり」文化の発展 「ものづくり」は、日本の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた、日本の製造業とその精神性や歴史を表す言葉。現在では、生産や製造を意味する言葉として広く使われている。ものづくり企業にとってデザインは、差別化や機能性向上など、製品の付加価値や競争力を高める上で重要な要素である。

¹⁰ 古楽や室内楽 古楽は、主にバロック時代の音楽を中心とする1500年代半ばから1800年頃までの音楽を、その時代にふさわしい方法で演奏することをいう。室内楽は、劇場やホール、教会のような大きな場所ではなく、室内（元は宮廷内の広間を指す。）で、比較的少人数の演奏者によって演奏されること、あるいはそのための曲をいう。

¹¹ インターンシップ（internship） 学生が、一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。体験就業。

(3) 入学者選抜方法の多様化

より優秀な学生の入学を促すために、常に選抜方法の研究・改善に取り組んでいる。今後は、市内の芸術系高校との交流を深めながら、京都芸大らしい推薦入試の実施方法を研究するなど、入学者選抜方法の多様化を図る。

多様な入試選抜の導入

1 飛び級入試制度の導入

- ① 音楽学部においては、専門的な技能に優れた学生の早い時期からの修学を促すため、教育目的に適う飛び級入試制度を検討する。
- ② 優秀な学生に対してインセンティブを与えるための特待生制度を検討する。

2 推薦入試制度の導入

教育目標に沿った推薦入試制度の在り方については、美術学部は学科ごと、音楽学部は専攻ごとに検討する。

2 教育方法

(1) 教員の授業内容・方法の組織的な改善（FD（ファカルティ・ディベロップメント）¹²⁾

京都芸大では、日々深化する芸術表現に対応する、最先端の教育能力を涵養し続けることの重要性を認識し、指導教育方法の向上を目指して、チュートリアル・システムや専攻合同授業等に取り組んできた。さらに、FDに関する教員の組織（FD委員会）を立ち上げて研修等に取り組み、東京藝術大学等とも連携して、芸術教育の独自性を踏まえた指導教育方法を研究しており、今後とも、芸術教育の特性を踏まえたFDの取組を強化する。

(2) シラバス¹³⁾の作成

シラバスは、学生が、芸術家として成長するための学習過程を構築する指針として重要な意味を持つことから、全学的に、分かりやすく適切な記載となるように、常に改善を図る。

(3) 卒業認定・学位認定

芸術の特性と少人数教育の利点を生かし、個々の学生の目標や到達度を複数の教員により総合的に評価・判定しているが、今後は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位認定に関する方針）を策定して、これまでの取組を明確化し、認定基準の厳格化、透明化を図る。

(4) 大学コンソーシアム京都との連携

学生に、「大学のまち京都」に学ぶメリットを十分に享受してもらうためにも、大学コンソーシアム京都との連携は重要であり、単位互換制度において、京都芸大から

¹²⁾ ファカルティ・ディベロップメント (Faculty Development, FD) 「大学教員の教育能力を高めるための実践的方法」のことであり、大学の授業改革のための組織的な取り組み方法を指す。ファカルティ=Faculty とは、大学の教員組織を指す。ディベロップメント=development とは、能力開発の意である。

¹³⁾ シラバス (syllabus) 講義等の要旨。開講される科目について、事前に立てられた講義内容や開講期間中の進捗等の計画を記したもの。学生は開講前にそれを見て、受講科目を選択することができる。

芸術系科目を中心に多数の授業を提供するとともに、積極的な受講を推進している。
今後、大学コンソーシアム京都における単位互換制度の充実に努める。

(5) 体験型授業の実施

芸術教育は、講義と並行しつつ、実地体験を重視する教育であることから、美術学部では、総合基礎実技教育において、1年生全員が共同作業や共通課題での作品制作、ものづくりの体験を共有している。また、音楽学部では、常に聴衆の存在を前提として、体験的実技教育に取り組んでいる。

今後は、学生の飛躍につながる京都芸大ならではのテーマ研究など、多彩な体験型授業の取組を充実する。

3 研究

大学における教員や大学院の研究者等の研究は、京都芸大の教育を支え、その質を高める役割を担っており、大学運営上、教育と合わせて重視すべき両輪の一つである。このため、京都芸大の教育研究の高度化、国際化を推進するために、研究の更なる充実・向上を図る。

京都芸大の研究には、学術的な研究はもちろんのこと、作品の制作・展示活動、演奏活動そのものが研究であるという特性を持つ。教員が、質の高い活発な研究を行う現役の作家や演奏家であることが、京都芸大の教育の質を保証すると同時に、上質な社会還元につながっている。

こうした特性に留意して、教員等の自己研鑽・表現の活動を最大限確保しながら、研究費、在外研修費等の改善や研究のサポート体制の充実、サバティカル制度¹⁴の導入の検討など、研究環境の整備を図り、大学の使命の一つである研究成果の社会への還元により一層取り組んでいく。

また、常に新しい芸術の形を求めつつ、幅広い分野との共同研究等も促進し、研究活動を支える外部研究資金の確保に努める。

京都における舞台芸術の発展への貢献

京都芸大は、美術・音楽・日本伝統音楽を有する総合的な芸術の教育研究機関である。その機能と総合力を生かし、総合舞台芸術センターとすべき舞台芸術の場について、多方面にわたる諸機関と連携しながら構想する。

そこは、オペラやバレエ、ミュージカルをはじめ、能・歌舞伎・文楽等の日本伝統芸能、さらに、舞台美術や服飾など、まさに音楽と美術の研究成果の集大成を発信する場である。

舞台芸術の場を持つことは、世界の大都市の文化芸術都市としての都市格を表す指標にもなっている。

伝統を保持しつつも常に新しい芸術創造を目指す京都において、舞台芸術の場を設置し、総合芸術を発展させることは、文化芸術都市の更なる活性化につながるものである。

¹⁴ サバティカル制度 サバティカル (sabbatical) とは、安息年を意味するサバティカル・イヤー (sabbatical year) に由来する。一定の条件を満たした大学教員が、研究のために長期の有給休暇を取得できる制度で、欧米の大学で広く普及している。

4 国際化の促進

(1) 国際交流

英国王立美術大学（ロイヤル・カレッジ・オブ・アート）等8大学との交流協定に基づいて、芸術教育振興基金を活用して、交換留学を実施している。

今後とも、日本を代表する芸術大学としての役割を担うため、国際交流の推進に努め、海外の芸術大学との交流連携の増加、交換留学生の派遣人員の倍増、教員等の交流活動の活性化を図る。

(2) 留学

海外の芸術大学との連携・交流を積極的に進めており、留学の実績は年々増加している。

今後は、留学生の受入れについて、必要な整備を進め、日本伝統音楽研究センターが新たに予定している大学院修士課程の設置等や、現在実施している大学院での受入れを、音楽学部まで拡大すること等を検討し、留学生数の倍増を目指す。

語学教育の充実

1 語学教育

留学支援を念頭に、語学のネイティブ教員を配置して、実践教育を行っており、今後は、ネイティブ教員の起用を進めるとともに、外国語大学との連携を進め、語学教育の充実を図る。

2 英語による授業¹⁵

世界の公用語である英語による授業を行うことは、在学生の語学力の向上に寄与するとともに、留学生が、より京都芸大へ留学しやすくなることから、大学院の一部のゼミにおける試行を検討する。

第2 豊かな感性を持ち、幅広い知識・教養を備えた人材の育成

京都芸大の教育方針に基づいて、個々の学生が芸術家として成長するために必要な支援を全力で行う。

また、就職支援など、学生の多様なニーズに呼応した取組も行う。

1 学習支援・進路支援

(1) 学生キャリアアップセンター

芸術家へのキャリア・サポートと企業等への就職支援について、全教員が、少人数教育の利点を最大限に発揮して、主体的に学生への個別指導と支援を行っている。

また、企業等への就職支援については、平成21年度に、PTA組織の援助を受け

¹⁵ 英語による授業 近年、日本の大学において英語による授業が政策的に推進されているが、英語による授業の実施は、英語を主言語としないヨーロッパ諸国や韓国においても増加している。国の施策として、優秀な留学生の獲得や、日本人学生の国際感覚の涵養が期待されている。

て、学生支援のための専門家を配置し、就職活動に関する具体的なアドバイスを行うとともに、事務局及び各専攻の研究室が、就職ガイダンス等を開催している。

今後は、在学生だけでなく卒業生も対象に、組織的な就職支援やキャリア・サポートができるよう体制を構築していく。

「京都芸大キャリアアップセンター」の設立

現在の学生支援の取組を更に充実・発展させるために、学習支援及び進路支援機能を併せ持つ組織を新たに設置する。

- ① 就職相談員、キャリアアップやカウンセラー等の専門員や事務職員を配置する。
- ② 就職相談員は、学生の就職相談に応じるだけでなく、新規就職先の開拓及び就職先への京都芸大のPRの主導的役割を担う。
- ③ 京都の企業、教育機関、研究機関等とのインターンシップを実施する方法として、マッチングシステムの構築を研究する。
- ④ 顧客関係管理（CRM）¹⁶の概念を教育向けに転用した、学生・卒業生のデータベースを作成し、個々の属性分析に基づく就職・転職情報、同窓会情報、ギャラリー情報、演奏会情報等の提供を行う。
- ⑤ CRMに蓄積されたデータをもとに学生のキャリアアップの成果を分析し、支援体制の充実や、入学者選抜方法や教育体制の改善につなげ、学生支援体制の確立を図る。
- ⑥ 美術学部・音楽学部の同窓会と連携し、卒業生との間に強固な関係を築き、京都芸大ファン作りを促進する。
- ⑦ 学科教育の課程に、キャリア教育に関する選択科目を、早期に設定する。
- ⑧ 教員のキャリアアップ支援を行う。

(2) 学生支援の取組

京都芸大では、少人数教育の中で個々の学生の学習・研究意欲を大切にし、その意欲をより高めるために、学生のニーズを日常的に的確に把握し、学生の抱える様々な課題に対するきめ細かな支援を行い、就職、資格取得や海外留学を支援する体制を構築している。

今後とも、充実した学生生活を送れるよう、カリキュラムや授業の在り方の改善方法について、FD委員会において精査する。

(3) オフィス・アワー¹⁷の充実

良好な教育研究環境を形成するために、学生と教員との相互理解関係を築くことは、必要不可欠であり、その方策の一つとして、オフィス・アワー制度を実施している。

今後とも、学生の声を聞きながら、制度の充実に努める。

¹⁶ 顧客関係管理（CRM：Customer Relationship Management）顧客満足度を向上させるために、顧客との関係を構築することに重点を置く経営手法のこと。

¹⁷ オフィス・アワー（office hours）学生からの質問や相談に応じるために、教員が必ず研究室にいる時間帯。教員各自が設定している。

2 生活支援

(1) 奨学制度の充実

大学関係者や篤志者の寄付によって設立した奨学基金を設立・運用し、交換留学生への支援や成績優秀者の顕彰等に活用している。学生の活動を支援する重要な財産として、寄付の募集を行うなど、奨学制度の充実を図る。

(2) 福利厚生施設

学生からアンケートを取るなど、適宜要望を踏まえて充実に取り組んでおり、特に、学生の健康面のサポートでは、保健師を常駐させて、常時、健康相談等ができる体制を確立しているほか、臨床心理士によるカウンセリングを週に2日間実施している。また、学生食堂のメニューや営業時間の延長等について、学生自治会を通して学生の声を採りながら、改善に取り組んでおり、引き続き、学生の要望を踏まえた改善の取組を進める。

第3 情報の受発信の推進

情報の受発信の推進は、大学の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすためにも必要であり、教員の教育研究の活動、在学生、卒業生の活躍の状況、大学の財務状況のほか、最新・最先端の文化芸術情報等について発信を進める。

また、市民が広く芸術に親しめるよう、学生等の教育研究成果の発表の場を拡充する。

1 大学情報の発信

京都芸大では、ホームページをはじめとして、大学概要、芸大通信、紀要等の作成のほか、事業実施に伴うポスター、パンフレット、チラシ等による広報を実施している。特に、ホームページを活用し、大学行事、学生の活躍情報等の迅速な広報に努めている。

今後とも、大学の教育研究内容を広く社会に還元するとともに、教員、学生、卒業生の国内外での展覧会、演奏会の情報を発信するため、ホームページの英語版を作成するほか、他言語版の開設を検討する。

2 作品展・演奏会・公開講座等の開催

京都芸大は、他大学と比較して格段に高い頻度で、作品展、演奏会、公開講座等での教育研究の成果を発表し、学生作品を通じた情報発信に努めている。

(1) 作品展

定例的な学内展はもちろんのこと、京都市美術館等での全学作品展、大学コンソーシアム京都による芸術大学合同展覧会、市内6芸術系大学合同デザイン作品展（「いとへん展」）など、学生及び教員の作品展を、市内外、国内外で開催している。

より多くの市民に来場してもらうために、サテライト施設¹⁸である「堀川御池ギャラリー」（下記参照）を最大限に活用し、多彩な作品展等を継続的に開催するとともに、市内公共施設、金融機関、集客施設等での作品展示を更に充実する。

(2) 演奏会

大学講堂での定例コンサート、大学講堂やコンサートホールでの定期演奏会のほか、市民が広く芸術に親しめる機会を提供している。

今後とも、大学講堂、市立音楽高校ホールで実施するとともに、公共機関等の多くの市民が集う新たな場所での演奏会を更に充実する。

(3) 公開講座・セミナー

日本伝統音楽研究センターを中心に、各種公開講座・セミナーを開催して広く市民に研究成果を公開しており、今後、更にその充実を目指す。

3 サテライト施設の活用

「堀川御池ギャラリー」を、大学の情報発信基地として活用して、市民に教育研究の成果を広く公開し、学生との交流や多くの芸術家との出会いを実現するとともに、京都芸大を、ひいては文化芸術を身近に感じることでできる場として、開かれた大学の拠点とする。

また、美術学部・美術研究科、芸術資料館等による年間を通じた展示・公開活動を実施するとともに、定例的に、教員や学生、卒業生の作品展、市民の生涯学習講座、市立銅駝美術工芸高校と連携した展覧会等を開催することによって、「文化芸術都市・京都」の新しい集客スポットを目指す。



京都芸大サテライト施設「堀川御池ギャラリー」



「堀川御池ギャラリー」は、堀川御池に移転した京都市立京都堀川音楽高等学校（以下、「市立音楽高校」という。）に併設するサテライト施設として、平成22年4月にオープンしました。

二条城から堀川通をはさんで東角に位置するこのギャラリーでは、街行く人々がふらっと足を止めて、最先端のコンテンポラリーアート（現代美術）に触れたり、誰もが一度は目にしたことがあるような画家の若き日の作品を鑑賞できるような、多くの人が芸術を身近に感じられる企画を実施していきます。

（22年度の企画例）

- ・ オープン記念展「きょう・せい」（4・5月），
「FLATLAND：Beginnings～絵画の力～」（10月）
- ・ 創立130周年記念事業「日本画をつなぐ」展（6月），「進化のものがたり」展（9月）
- ・ サマーアートスクールや高校生を対象としたワークショップ（8月）
- ・ 日本の楽器展示及び日本伝統音楽関連の公開講座（23年2月）
- ・ 同窓会員による作品展（23年3月）

¹⁸ サテライト施設 サテライト (satellite) は、衛星の意味。本拠を中心としてみた時に衛星 (サテライト) のように存在することからこのように呼ばれる。サテライト・オフィス、サテライト・キャンパスのように使用される。なお、大学コンソーシアム京都が運営する施設「キャンパスプラザ京都」は、加盟大学の共同サテライト・キャンパスとして使用されている。

第2節 学外連携と社会・市民への還元への推進

第1 産学公連携の推進

京都芸大は、教育研究の成果を社会に還元し、また、京都の個性と魅力を一層高める役割の一翼を担うため、美術・音楽以外の様々な分野とも連携している。

今後とも、優れた芸術家を輩出することを通じて社会に貢献するため、産学公連携を推進していく。

1 産学公連携

(1) 美術における産学公連携

美術学部・美術研究科では、デザイン科を中心に、教育研究の中に産学公連携を積極的に実践しており、市バスのデザインや商品パッケージのデザインをはじめ、学生による西陣織のデザイン提案や、宇宙航空研究開発機構との共同研究など、地場産業から先端産業まで、多彩な連携に取り組んでいる。

今後とも、地場産業界、伝統産業界等のニーズの把握に全学的に取り組み、積極的に連携を図るとともに、デザイン分野の教員を中心に、各種業界との定期会合の開催等を通じて、情報交換や人材交流を図る。

「学外連携共同研究室・工房（仮称）」の開設と京都市関係部局のデスクの設置

学外連携を強力に推進するために、大学事務局において学外連携担当者を専門職として育成するとともに、常に顔を合わせ、良好な関係を形成するために、市内中心部への移転を契機として、「学外連携共同研究室」と「学外連携工房」を開設する。

- ①学外連携共同研究室は、国内外の各研究機関や京都市内の企業、産業組合と共同で、共通テーマの研究のミーティングを行ったり、出向者を受け入れて研究を行ったりするためのスペースである。
- ②学外連携工房は、学外の諸機関との共同制作の場であり、成果の展示や保存機能を持つスペースである。
- ③また、京都市との連携プロジェクトを推進するため、必要に応じて、研究室に、京都市関係部局の担当者のデスクを設ける。
- ④工房における伝統産業界との共同制作を通して、後継者の育成につなげていく。

(2) 音楽における産学公連携

音楽学部・音楽研究科では、多くの市民の方々に演奏を聴いてもらい、聴衆と触れ合う機会を創出することを中心に、産学公連携を含めた地域社会との連携に取り組んでおり、今後とも、企業のメセナ¹⁹としてのコンサート等の取組を強化していく。

¹⁹ メセナ（mécénat）企業が資金を提供して文化、芸術活動を支援すること。

(3) 日本伝統音楽研究センターにおける産学公連携

日本伝統音楽研究センターは、公開講座の開催、地域社会や文化芸術機関等との連携事業の推進によって、研究機関として研究成果を社会へ還元する使命を果たしており、今後とも、京都市内の企業、産業組合との連携強化と共同事業を実施していく。

2 文化芸術機関との連携

文化芸術機関との連携・協力については、美術館との共同企画展示等の実施のほか、動物園と協働し、園内の案内表示板の統一整備に参加するなど、様々な連携に取り組んでおり、今後とも、交響楽団、美術館等の文化芸術機関との相互連携の在り方等について、情報交換、意見交換の機会を持ち、積極的な取組を展開する。

3 国内の大学等教育研究機関との連携

京都大学をはじめ、多くの教育研究機関等との連携協定を締結し、異なる分野との交流活動によって、芸術教育の深化に努めており、今後は、産業技術研究所等と交流協定を締結して、保存修復に関する共同研究等に取り組むとともに、他大学での演奏会を開催するなど、幅広い教育研究機関等との連携・交流を進める。

第2 芸術系大学等及び小中高大との連携の推進

教育機関との連携を推進し、京都芸大が、芸術教育の振興と京都の文化芸術の裾野を広げるための役割を果たす。

1 芸術系大学、他大学との連携

市内芸術系大学との交流を深めるために、昨年からは、芸術系大学ミニコンソーシアム事業として、合同デザイン展（「いとへん展」）等を開催するなど、様々な連携を図っている。これからも、芸術系大学ミニ・コンソーシアムにおいて、他の文化芸術事業と積極的に連携しながら、その取組を推進する。

また、現在、京都大学等の他大学と締結している連携協定に基づく種々の取組²⁰を、更に継続・充実していく。

2 小中高大連携

小中高校教育における芸術教育の現状に対する課題を共有し、知育教育、人間教育としての芸術教育の意義を市民に理解してもらうとともに、京都の文化芸術の裾野を広げるため、美術学部、音楽学部及び日本伝統音楽研究センターにおいて、小中学校における出前授業²¹や高校との授業交流に積極的に取り組んでいる。

²⁰ 連携協定に基づく種々の取組 京都大学及び国立京都博物館との連携（コンサート活動等）、平安女学院大学、立命館大学、華道池ノ坊及び茶道裏千家との連携（日本文化及び京都文化の教育・研究・社会発信事業）、京都工芸繊維大学、京都産業大学及び京都ノートルダム女子大学との連携（大学教育支援プログラム事業）、東京藝術大学等の国立芸術大学との連携（芸術表現学会の創設等）など、多数の取組がある。

²¹ 出前授業 現役の教員自らが小中学校を訪問して実施する授業のこと。平成21年度は、12回実施した。

また、卒業生を中心とする研究組織である美術教育研究会²²の事業や音楽学部による子どもの音楽教室²³等の取組を進めており、今後は、下記の取組を積極的に推進する。

- 小中学校のカリキュラムにおける教員相互の教材研究や事後研究等について、大学が提供できる知識や資源と小中学校のニーズを調整し、協力関係を構築する。
- 美術教育研究会の事業や子どもの音楽教室等の成果をもとに、教育委員会と連携して、芸術教育の関係者に対する個々の教員による芸術教育への助言等を行い、文化芸術に対する感性や創造性を幼児期から育む、持続的な取組に努める。
- 芸術家を育成するという京都芸大の教育研究方針との調和を図りつつ、卒業生等による子どもを対象にした美術教室や音楽の特別授業等の開催、芸術系クラブ活動への支援の実施を目指す。
- 緊密なコミュニケーションを図り、良好な関係を築いてニーズを把握するため、小中高校教員やPTA関係者との意見交換会を開催する。
- 高校との連携においては、オープンキャンパスや授業交流等の機会を通して、芸術を志す高校生をサポートしていく。

第3 芸術大学資源の提供と社会・市民への還元

京都芸大にとって、市民の文化芸術に対する要望に応え、広く文化芸術に触れ合う機会を提供することは、京都という都市のあらゆる場面に文化芸術を浸透させるための重要な役割である。そのために、大学資源の提供の取組を強化し、より一層、社会及び市民に対する教育研究の成果の還元を努める。

1 アーカイブ機能の充実

美術学部における分野ごとの教育理念、教育目標に応じた教育研究の取組や、音楽学部、日本伝統音楽研究センターにおける演奏会活動、公開講座等の取組、また、附属図書館、芸術資料館における収蔵資料等の公開を通じた情報発信の取組等は、市民が文化芸術に触れる機会の拡大に貢献している。

これらの取組に加え、京都芸大の使命である「文化芸術の創造と継承」の実現を目指して、京都芸大が持つ資源のアーカイブ機能を充実する。

「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の設立

現在の学内の展示スペース、図書館・資料館、保存修復専攻を総合的に再編し、美術学部、音楽学部、日本伝統音楽研究センター、芸術資料館が持つコンテンツ

²² **美術教育研究会** 正式名称は「京都市立芸術大学美術教育研究会」。美術教育の理念及び方法について研究し、美術教育に資することを目的として、昭和27（1952）年2月に発足。京都芸大及び前身各校の卒業生・修了生で、教育に携わる者、美術学部・美術研究科の関係教員、賛同者で構成される。会員は、発足初期の故人も含め1300人を超える。

²³ **京都子どもの音楽教室** 正式名称は「京都市立芸術大学音楽学部音楽教育研究会 京都子どもの音楽教室」。音楽教育研究会は、昭和28（1953）年に、京都府音楽教育連盟主催、京都市教育委員会後援のもと、子どもの早期音楽教育を目的として開設。対象は、年少から音楽高校受験の中学3年生までと幅広い。多くの現役の京都芸大教員が指導に当たっている。

とノウハウを集約し、更に音楽図書館、楽器ミュージアムを新たに加えた、総合美術博物館的機能を備えた「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の設立を目指す。

- ① センターでは、130年間蓄積してきた作品や演奏の記録を整理・保存するとともに、日々積み上げる作品、論文、講演等の成果を知的財産として整理保存し、研究、教育、産業振興、さらには、京都芸大の広報等に幅広く活用する。
- ② 京都という歴史都市が設置する公立芸術大学としての使命を持ったセンターでは、失われる懸念のある、京都の「もの」、「わざ」、「おと」、「ことば」といった有形無形の文化的記憶について研究を進め、動画、静止画、テキスト等のメディアを活用して未来に伝えていく役割を担うことを目指す。
- ③ 京都芸大単独での充実が困難である保存修復について、京都市や関連諸機関・団体と協力・連携して、研究を充実させるとともに、市中の保存修復プロジェクトの推進に寄与する。
- ④ 展覧会、コンサート、講演会、出版等のリアルメディアと、インターネットや電子書籍等のデジタルメディアを組み合わせることで成果を発信することで、京都芸大のPRに直結させる。蓄積された知的財産を、ワンソース・マルチユース²⁴の視点でもって活用し、競争的優位性を有する強力な大学広報体制の実現を図る。これらは、受験生の獲得、市民への成果の還元、京都の観光産業への寄与等の効果を生み出すことが見込まれる。

2 リカレント教育²⁵

美術学部では、リカレント講座として、サマーアートスクール²⁶を開講している。また、サマーアートスクールのプログラムにおいて、小中高の現職教員を対象とした魅力あるスキルアップ講座として、教員免許更新講座を開講している。さらに、科目等履修制度や聴講生制度をはじめ、大学院に社会人特別枠を設けて、社会人教育を行っており、今後は、下記の取組を積極的に推進する。

- 美術学部サマーアートスクールのプログラムの充実を図る。
- 卒業生等によるリカレント講座の開設を目指す。
- 科目等履修制度や聴講生制度の活用の普及啓発を行う。

3 寄付制度

芸術教育振興基金の募金活動を通じて寄付を募り、大学関係者や篤志家等からの善意が寄せられており、今後は、理解者、支援者を増やし、同窓会、教育後援会等との連携を強化して、基金の倍増を目指す。

²⁴ ワンソース・マルチユース (one source multi use) 一つの素材を複数のメディアで使い回すこと。例えば、知的財産をデータ化し、出版やインターネット等のメディアを介して、研究、教育、各種産業など、多方面に有効活用すること。ワンソース・マルチユースを実現するためには、作品のデータ化、活用目的の明確化、そして編集デザインが必須である。

²⁵ リカレント教育 (recurrent education) 社会に出てからも学校又は教育・訓練機関に戻ってこることが可能な教育システムのこと。知識や技術の急速な陳腐化と増大への対応、学校教育の急速な発展に伴い生じた世代間の学歴差の縮小等が中心的な理念とされている。

²⁶ サマーアートスクール 夏休み期間を利用した、教員が直接指導する講座。平成21年度は、日本画、油画、漆工、彫刻、環境デザイン、陶磁器、芸術学の専攻で9講座を開講し、127名の参加があった。

4 知的財産

知的財産の在り方については、公立大学協会等において、芸術系大学における特有の課題として研究されていることから、今後とも、教育研究機関としての能力向上と活性化に向けて産業界との連携を図るとともに、知的財産権の在り方を検討する。

5 市民への研究成果の還元

教育研究の一環として、学内での定例的な展覧会、演奏会、四条ストリートギャラリーの開催、美術館等公共機関での展覧会や演奏会、京都芸術センターにおける各種事業、伝統音楽・芸能の伝承者と連携した公開講座等の実施等に取り組んでいる。

芸術大学が有する美術・音楽の文化資源をよりダイナミックに親しまれる形で市民に積極的に還元し、その活動や教育研究の情報を迅速かつ有効に発信するために、今後は、下記の取組を積極的に推進する。

- 授業や講座の市民公開を一層進めるため、ワークショップや公開レッスン等を実施する。
- 大学コンソーシアム京都の生涯学習事業「京カレッジ」における市民向け連続講座を充実する。
- 「堀川御池ギャラリー」において、高校生向けのアートスクールの開催を検討する。
- 京都市交響楽団との合同演奏会や市立音楽高校のホールを活用した演奏会を開催する。

「京都芸大ギャラリー」、「演奏スペース」の充実と「@KCUA^アカフェ」の開設

市民のみならず、京都を訪れる多くの人々に、広く教育研究の成果を直接還元できる、京都芸大ギャラリー、演奏スペースを充実し、芸術空間を創出する。

- ① 来場者に、書籍や映像、作品展示等の京都芸大の成果を、気軽に楽しんでもらえるよう、ギャラリーに多目的スペースとして、「@KCUA^アカフェ」を開設する。
- ② カフェでは、学生によるミニコンサート、日本伝統音楽研究センターの市民講座等を開催し、市民交流の場として活用する。また、京都市内の小中高生や遠方からの修学旅行生に向けたギャラリートークやワークショップ（体験学習）も可能な場とする。
- ③ これらの施設を、京都の先進的芸術のランドマークとなるようデザインし、市民、そして京都を訪れる国内外の人々が、立ち寄ってみたいと思う京都の新たな観光名所となることを目指す。このように、京都芸大が持つ文化芸術力を生かして、京都の観光産業にも寄与することを目指す。

²⁷ @KCUA アクア (@kcua) は、(Kyoto City University of Arts) のドメイン名であり、京都芸大からの発信であることを表現している。水を意味するアクア (aqua) をイメージし、「芸術が、多くの人々にとって、水のように日常的に存在するが、欠くことのできない存在となるための空間に成長してほしい」という願いを表現している。

第3節 教育研究環境の整備・向上

第1 施設の現状と課題

(1) 施設概要²⁸

昭和55年に、京都芸大は、美術学部及び音楽学部を持つ総合芸術大学として、西京区へキャンパスを移転した。それ以降、文化芸術の発展の新しい担い手を育てる教育施設及び生涯学習や地域コミュニティ活動の場として、平成6年に大学会館を建設、また、平成12年には新研究棟を建設し、新たに日本の伝統的な音楽・芸能を中心とする研究分野の核として、日本伝統音楽研究センターを設置するとともに、博士課程（後期）の研究室を設け、教育研究施設の充実を図ってきた。

しかしながら、移転から約30年が経過した施設・設備は、老朽化・狭あい化が顕著になっており、また、耐震化等の安全面の確保やバリアフリーへの対応など、機能的な改善が強く望まれる状況にある。

複数の施設を同時に適正に維持管理しつつ、計画的かつ効果的な再整備をいかに行っていくかが、教育研究環境の整備・向上における今後の喫緊の課題といえる。

(2) 課題

京都芸大の施設が抱えている様々な課題を整理すると、以下のとおりである。

ア 立地条件²⁹

大学の施設は、京都の文化芸術の発展に寄与する創造的な活動を行うための基盤である。しかし、大学キャンパスが市の周辺部にあるため、美術館等での鑑賞をはじめとした実地授業の実施のみならず、産業界との連携や他大学との交流、来京した著名な芸術家と触れ合う機会の喪失など、教育研究の活動に一定の制約がある。

また、大学事務全般においても、外部との連絡が非効率的である。

さらに、京都芸大が開催している展覧会、演奏会や公開講座等は、集客力のある内容であるが、立地条件等から、来場者数を十分に伸ばせず、教育研究成果を市民に十分還元できていない。

イ 老朽化³⁰

大学会館等を除き、移転当初に建てられた施設は、経年による老朽化が進行しており、今後改修工事が増大することが見込まれる。

建物及び設備については、施設の経年劣化により生じている漏水や外壁のコンクリートのひび割れ等から、構造体としての強度の低下や機能劣化が危惧されており、多くの設備が更新時期を過ぎているため、安全面の確保など、早急に改修すべき問題を抱えている。

²⁸ 参考資料 「施設概要」参照

²⁹ 参考資料 「立地及び交通アクセス」参照

³⁰ 参考資料 「アセットマネジメント（最適維持管理手法）に基づく建物診断（劣化度調査）」参照

ウ 狭あい化³¹

教育内容の多様化，学生数の増加（昭和55年に現在地への移転以降，入学総定員152名の増加），作品の大型化など，施設を取り巻く状況の変化は，アトリエ等の実習室，研究室，演奏室，合奏室及び講義室並びに楽器収納スペースの深刻な狭あい化をもたらしており，また，共通の工房・大学院スペースの不足から，教育研究環境の十分な質的機能が確保できていない施設を生み出している。

また，講義数が増加し，講義形態が多様化する中で，大教室をはじめとした教育スペースが不足しているほか，教員研究室やゼミスペースがなく，教員の個人及び共同の研究スペースの確保も難しくなっている。

さらに，芸術資料館の収蔵庫及び付属図書館の書庫は狭く，大学の備品，寄贈された作品，図書・資料の増加により，いずれも収蔵機能は，ほぼ限界の状態にある。

国公立芸術系5大学の建物面積等を比較すると，京都芸大の学生一人当たりの建物面積は，最も狭くなっている。

エ 不足機能

以下の不足機能が挙げられる。

- ・ 音楽専用ホールの未設置
- ・ 所蔵資料を収納できる十分な大きさの収蔵庫や，教育研究成果及び所蔵資料を学生や市民に公開するための総合美術博物館的な機能の不足
- ・ 音楽棟の各室内の防音設備が機能していないなどの教育環境の不備
- ・ パソコン等の情報機器を使った授業や，学会やシンポジウムの開催に必要な視聴覚設備が整った教室の不足
- ・ 学生間交流を促進し，充実したキャンパスライフを過ごせる共用施設や福利厚生施設の不足
- ・ 留学生の受け入れに必要な教育研究スペースや寮，留学生会館のような施設の不足
- ・ 重要文化財の多い京都において公立芸術大学として期待される，保存修復専攻を充実するための施設の不足
- ・ 新たな楽器や収蔵品，備品を保管する施設の不足

オ 耐震化³²

大学会館等を除く京都芸大の施設は，旧耐震基準の設計のため，耐震性が低いなど，構造上の問題を抱えている施設が多くある。平成14年度及び平成20年度に京都市において，耐震診断調査が行われた。

それらの結果は，使用に危険であり，直ちに改修しなければならないということではなかったが，安心して安全な教育研究環境を確保していく必要がある。

³¹ 参考資料 「国公立芸術系5大学の建物面積等の比較」参照

³² 参考資料 「耐震診断調査結果」参照

京都市では、平成19年7月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画」に向けて、平成27年度末までに公共建築の耐震化率を90%以上にするという目標を掲げており、計画的に耐震化を図ることが課題である。

カ バリアフリー化³³

京都芸大は傾斜地にあることから、敷地内の様々な箇所に段差がある。

大学会館等を除き、移転当初に建設した施設については、昭和51年に施行された「福祉のまちづくりのため建築物環境整備要綱」に基づいて、車椅子対応スロープの設置や、点字タイルの設置等が整備されている。しかし、築後約30年が経過し、様々な市民が快適に安心して利用できるようユニバーサルデザインの視点など、今日の福祉関係法令等による施設整備基準と比較した場合、整備内容で基準を満たしている部分が少なくなっている。

第2 今後の整備方向

(1) 基本的な考え方

先に述べた施設の現状・課題を踏まえつつ、以下を基本的な考え方とする。

施設整備には、京都市の財政状況を勘案すると、相当の期間を要するが、先に述べた課題を改善し、今後、大学に期待される役割を十分に果たしていくため、キャンパスの街中への全面移転を基本に置きながら検討する。その場合、大学移転用地として、文化芸術資源が多く集積する市内中心部で、交通の便が良い土地の確保に努める。

一方、京都市においては、既存の公共施設は、適切な維持管理により、可能な限り長寿命化を図ることとしており、今後策定予定している「京都市アセットマネジメント計画（仮称）³⁴」に基づき、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減、維持修繕費用の平準化を図るなど、資産の適切な維持管理に努める。

また、安全・安心な教育研究環境を確保するため、「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震改修整備を図る。

今後の施設整備については、基本的な考え方に基づき、以下の方向性を持って推進を図ることとする。

(2) 今後の方向性

ア 移転について

京都の豊富な文化芸術資源を利活用していくため、更に他の芸術系大学との学術交流や京都芸大が持つ資源の市民への還元を活発にしていくためには、現在地より市内中心部に大学が存在する意義は大きい。京都芸大が市民に身近な存在で、「市民

³³ 参考資料 「バリアフリーに関する整備状況の調査結果」参照

³⁴ アセットマネジメント（Asset：資産・財産 Management：経営等の管理をすること）

一般には、公共施設の管理水準を一定に維持するとともに、計画的な施設の整備、維持管理、大規模修繕等を実施することにより、施設を長寿命化し、コスト縮減を実現するための資産管理手法を意味する。

に愛され、誇りに思う大学」となるよう、文化・人・情報等様々な交流の核となり、京都のまち全体に刺激を与え、文化芸術の活性化につなげるため、キャンパスの市内中心部への全面移転について当初の中期目標の期間内で具体的に考えていく。

全面移転には、一定の敷地面積を必要とすることから、市有地等で、市民と頻繁に交流ができるような交通の便の良い土地の確保に努める。仮に、全面移転が困難であると判断せざるを得ない場合は、機能に支障のない分散移転も検討する必要がある。その場合、分散化する機能ができる限り近接して存在することとし、分散化による課題を十分に考慮しながら、複数のパターンを検討する。

なお、移転する際には、前述で記載している老朽化、狭あい化、不足機能、耐震化、バリアフリー化の課題の解消を図るとともに、第3章第1節・第2節に記した取組を含め、将来を見越した施設整備に努める。

移転は、多額の経費を必要とすることから、民間活力を活用した事業手法など、経費が最小限に収まる手法を検討する。

イ 現在地での整備について

「(1) 基本的考え方」に基づき、移転を基本に検討することとするが、その間、現在地での施設機能を維持するため、二重投資を回避しながらも適切な改修、補修が必要である。

今後、長期的な視点に立った計画的かつ予防的な改修、改築を順次図り、施設の長寿命化を図る。また、施設の長寿命化に当たっては、計画的な修繕を施すことにより、その機能や安全性の保持を図る。

施設の改修、改築に係るコストを軽減するために、長寿命化と併せて、耐震化及びバリアフリーの推進を図り、改修、改築を進める。また、学生や市民にとって魅力あるキャンパスとするために、不足している機能についても、必要に応じて整備を図ることとし、喫緊の課題である学生ための教育スペースの確保を図るほか、移転を見据え、緊急のものを優先的に行い、移転が具体的に実現する目途が立った時には、再考する。

施設の改修、改築にあたっては、財政状況を十分考慮したうえで、建物の耐久性の向上、バリアフリーや省エネルギー、環境への配慮を行うとともに、トータルコストの削減を図る。

第4節 公立大学法人制度の導入

第1 公立大学法人化の意義

18歳人口が減少し、大学全入時代を迎えるなど、大学を取り巻く社会環境が大きく変化し、国立、公立、私立を問わず、多くの大学が積極的な大学改革を推進している状況にある。京都芸大においても、一定の権限と責任のもと、自主・自律的な大学運営を行うことで、教育研究の充実・活性化を図るとともに、関係諸機関との連携を強化するなど、公立大学として果たすべき社会貢献を積極的に推進し、魅力ある大学に飛躍する必要がある。そのため、経費削減ありきではなく、京都芸大の規模や特性を踏まえ、文化芸術都市・京都に相応しい「京都スタイル」と言うべき公立大学法人制度を構築し、大学自らが決定権と責任を持ち、意思決定の迅速化を図るなど、柔軟で自由度が高く、目標実現のためのマネジメントサイクルが確立した大学運営が可能となる公立大学法人化を行うこととする。

公立大学法人化に当たっては、それに伴う新たな財政負担を要することから、前述の「第1節 教育研究の充実」、「第2節 学外連携と社会・市民への還元の推進」に掲げる取組が、市民だけでなく、京都にとっても真に必要な改革となり、それを着実に実践していくことが見えなければならない。

以上を踏まえ、公立大学法人制度の内容については、他大学の先行事例を検証し、以下のような方向で、平成22年度以降に詳細に検討し、具体化していくこととする。

第2 公立大学法人の設立

1 組織・運営

京都市は、前述の「第1節 教育研究の充実」、「第2節 学外連携と社会・市民への還元の推進」及び「第3節 教育研究環境の整備・向上」を着実に実行できる組織・運営体制を整備した公立大学法人を設立する。

(1) 法人の名称

京都市が設立する公立大学法人の名称は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）とする。

(2) 大学の設置

1法人1大学とし、法人が設置及び管理する大学は、京都市立芸術大学とする。法人の事務所は、その主たる事務所の所在地である京都市に置くものとする。

(3) 法人の設立の時期

法人の設立時期は、平成24年4月とする。

(4) 役員体制

法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人、監事2人を置くものとする。

また、理事長は、経営と教育研究の総合的で機動的な運営を行うとともに、リーダーシップを発揮し、迅速な意思決定等を図れるよう、大学の学長を兼ねる「一体型」とする。

副理事長又は理事には、現に法人の役員又は職員でない者で、大学に関し広くかつ高い見識を有する者が含まれるようにする。

再任する場合において、副理事長又は理事が最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなすものとする。

ア 理事長（学長）

理事長は、法人運営の最高責任者として法人を代表するとともに、大学の学長として教学における最高責任者とし、法人全体の意思決定とその業務を総理するものとする。

理事長の任命は、法人の申し出に基づき、市長が行うこととし、任期は学長任期³⁵とし、再任も可能とする。

イ 副理事長

副理事長は、法人を代表し、経営面から理事長を補佐し、法人の業務を掌理するものとし、法人の業務を適正かつ効率的に運営することができる者のうちから任命するものとする。

副理事長の任命は、理事長が行うこととし、任期は学長任期と同様とし、再任も可能とする。

ウ 理事

理事は、理事長及び副理事長を補佐し、法人の重要課題等の業務を掌理するものとし、分野別の担当制（例 総務・財務担当，教育・研究担当，情報・企画担当）をしくものとする。

理事の任命は、理事長が行うこととし、任期は2年、再任も可能とする。

エ 監事

監事は、財務管理等の法人の業務全般を監査するものとする。

監事の任命は、市長が行うこととし、任期は2年とし、再任も可能とする。

(5) 理事会（仮称）

理事会は、責任ある執行体制の明確化、理事長の意思決定の適正化、透明性の確保の観点から、理事会を設置する。

理事会は、理事長及び副理事長、理事で構成する。

理事会の議決事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 中期目標についての市長に対する意見並びに中期計画及び年度計画に関する事項
- ② 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- ③ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

³⁵ 学長任期は、現行では3年である。

- ④ 大学，学部，課程その他の重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項
- ⑤ 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- ⑥ 職員（教員を含む。）の人事に関する事項
- ⑦ 大学が自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項
- ⑧ その他理事会が定める重要事項

(6) 経営審議会（仮称）

経営審議会は，地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき，法人の経営に関する重要事項を審議する機関として設置する。

経営審議会は，次に掲げる委員10人以内で構成する。

- ① 理事長
- ② 副理事長
- ③ 理事長が指名する理事
- ④ 法人の役員又は職員でない者で，大学に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから，理事長が任命する者
- ⑤ 前号に該当する委員の数は，委員の総数の2分の1以上とする。

委員の任期は2年とし，再任も可能とする。

経営審議会の審議事項は，概ね次のとおりとする。

- ① 中期目標についての市長に対する意見に関する事項のうち法人の経営に関する事項
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項
- ③ 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち法人の経営に関する事項
- ④ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ⑤ 大学，学部，課程その他の重要な組織の設置，変更又は廃止に関する事項のうち法人の経営に関する事項
- ⑥ 学則（法人の経営に関する事項に限る。）その他の経営に関する重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- ⑦ 職員の人事に関する事項（教員については，法人の経営に関する事項に限る。）
- ⑧ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項
- ⑨ その他法人の経営に関する重要事項

(7) 教育研究審議会（仮称）

教育研究審議会は，法に基づき，教育研究に関する重要事項を審議する機関として設置する。

教育研究審議会は，次に掲げる委員21人以内で構成する。

- ① 学長となる理事長
- ② 副理事長
- ③ 理事長が指名する理事
- ④ 学部，研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち理事長が指名する者

- ⑤ 教育研究審議会が定めるところにより理事長が指名する職員
- ⑥ 法人の役員又は職員でない者で、大学の教育研究に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、教育研究審議会の意見を聴いて理事長が任命する者
- ⑦ 前号に該当する委員の定数は、2人とする。
委員の任期は2年とし、再任も可能とする。
教育研究審議会の審議事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 中期目標についての市長に対する意見に関する事項のうち教育研究に関する事項
- ② 中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に関する事項
- ③ 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち教育研究に関する事項
- ④ 教育研究に関する予算の提案に関する事項
- ⑤ 大学、学部、課程その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち教育研究に関する事項
- ⑥ 学則（法人の経営に関する事項を除く。）その他の教育研究に関する重要な規定の制定改廃に関する事項
- ⑦ 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- ⑧ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- ⑨ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑩ 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- ⑪ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価並びに第三者による評価に関する事項
- ⑫ その他教育研究に関する重要事項

(8) 学長（理事長）選考会議（仮称）

学長選考会議は、法に基づき、学長となる理事長を選考する機関として設置する。
学長選考会議は、法人の経営及び教育研究の両面からの意見を反映させることとし、次に掲げる委員6人以内で構成する。

- ① 経営審議会において選出された者3人
- ② 教育研究審議会において選出された者3人

経営審議会において選出される委員には、法人の役員又は職員でない者で、大学に関し広くかつ高い見識を有する者が含まれるようにする。また、選考対象となる学長（理事長）は、構成員とならないものとする。

(9) 教授会

学校教育法の規定に基づき設置される教授会の審議事項等は、教育研究審議会等との役割分担を踏まえ、詳細に検討する。

(10) 事務組織

事務組織は、日常の事務を適切に処理することはもちろん、法人の自主自律の機動的な組織運営と教育研究を支え、学外連携の促進を図るなどの企画立案を担う大学を運営していくための重要な専門組織であり、今後も、これらの役割を果たすための機能等を充実させていく。

また、中長期的な展望に立ち、経営や教育研究の支援等に係る専門的な知識・能力を備えた事務職員の採用・育成等を検討する。

2 人事

公立大学法人化のメリットを生かした透明性が高く、柔軟で弾力的な人事制度を構築する。

(1) 人事制度

機動的な大学運営を図れるような制度設計を目指し、次の項目について検討する。

また、教員は、法人成立の日において在職する全員を法人の教員とすることを基本とし、円滑な身分移行が行えるよう、移行前の教員の引継ぎや処遇等について配慮する。

ア 任用制度

職務・業務の特性等を踏まえた柔軟かつ多様な教員及び職員の任用制度の導入について

イ 採用公募

公平で明確、適切な選考基準に基づく教員及び職員の採用について

ウ 成績評価

芸術大学にふさわしい客観的な評価方法となる教員及び職員の成績評価について

エ 人事に関する組織

教員及び職員の人事・給与等の公平性、客観性及び透明性を確保するための人事に関する組織の設置の必要性について

(2) 職員派遣

円滑な法人運営への移行が図れるよう、公立大学法人化後の京都市から法人への事務職員の派遣について、その必要性を検証し、検討する。

(3) 給与制度

役員報酬や教員及び職員の給与等は、京都市職員の給与水準や、他の公立大学法人の報酬、給与等との均衡に配慮し、適正な給与体系を構築するとともに、個々の業績や成績評価が適切に反映される仕組みを検討する。

さらに、優秀な人材の確保の観点から、業務・職制に応じた給与制度の導入を検討する。

(4) 勤務時間

勤務時間は、職務・業務の特性を踏まえ弾力的に運用できるような多様な勤務形態について検討する。

(5) 服務（兼業等）

服務は、京都市の服務規程を準用するなど、適切な服務規律を定める。また、学外での積極的な活動を展開するため、兼業の規制緩和について検討する。

3 財務会計

企業会計の原則による透明度の高い、柔軟な財務会計制度を構築する。

また、法人設立時には、財産的基礎を確立するとともに、適切な資産の管理運用を行う。

(1) 会計制度

公立大学法人化に伴い、地方独立行政法人会計基準に基づいた企業会計制度に移行するとともに、新たな財務会計システムの導入を図る。

また、複数年度の予算執行が可能となる弾力的な予算制度を確立するとともに、会計規程等の整備や財務諸表の公表など、財政状況や運営状況の透明性、公開性を高め、効率的な業務の運営を図る。

(2) 予算（運営費交付金）

京都市は、法人に対して、法人の自主性、自律性を生かし、安定した業務運営の財源に充てるため、使途制限のない必要な資金（運営費交付金）を交付することとし、今後、算定ルールを検討する。

(3) 法人財産

京都市は、法人が業務を運営するために必要な財産的基礎として、大学の用に供している土地及び建物等の資産を出資する。

(4) 授業料等

授業料等の料金の上限の設定は、他の大学の動向等を踏まえ、適切にその上限を設定する。

(5) 外部資金

科学研究費補助金のほか、各種補助金、寄付金、共同研究・受託研究収入など、外部資金の積極的な獲得に努める。

(6) 借入金

法人として、戦略的かつ柔軟な運営の実現が可能となるよう、短期借入金及び京都市からの長期借入金について制度化を検討する。

(7) 財産運用

法人の確実な運営に資する的確な収支予測を立て、安全で適切な資金・資産の運用方法を確立する。

4 目標・評価

法人は、目標を設定し、目標に対応した計画を作成し、評価し、改善するという目標実現に必要なマネジメントサイクルを確立する。

(1) 中期目標

法に基づき、市長は法人が6年間に達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を、大学（法人）の意見及び後述する「公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（仮称）」（以下「評価委員会」という。）の意見を聴いたうえで作成し、議会の議決を経て作成する。

中期目標は、業務運営の改善や教育研究の質の向上等の事項について、適正かつ効果的な内容を定め、できる限り数値目標を盛り込むなど、具体的かつ分かりやすい妥当性のある目標とする。

(2) 中期計画

中期目標に基づき、大学（法人）は中期計画を作成し、市長は評価委員会の意見を聴いたうえで認可する。

中期計画は、中期目標の期間中における達成年度の明示をはじめ、できる限り数値目標を盛り込むなど、具体的かつ分かりやすい妥当性のある計画とする。

(3) 年度計画

中期計画に基づき、大学（法人）は年度ごとに年度計画を作成し、市長に届け出る。

年度計画は、中期計画が確実かつ効率的に実施できるよう、できる限り数値目標を盛り込むなど、具体的かつ分かりやすい妥当性のある計画とする。

(4) 評価委員会

法に基づき、第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う京都市の附属機関として、「公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会（仮称）」を設置する。

評価委員会は、大学に関して高い識見を有する者を含めた学外有識者で構成する。

(5) 評価方法

評価委員会が適正かつ客観的な評価が行えるよう、明確で合理的な評価基準、評価方法を定めるとともに、学校教育法の規定に基づく大学の自己点検、自己評価や認証評価機関の評価を踏まえた評価制度となるよう検討する。

また、評価結果は、法人の運営効率の向上や教育研究の改善につなげるほか、次期中期目標、中期計画や年度計画等に反映できる仕組みを検討する。

(6) 目標・評価の情報公開

法人は、公立大学としての社会的責任を果たせるよう、適切で分かりやすい手法により、中期目標、中期計画、評価結果等の公表をはじめ可能な限り情報公開を推進する。

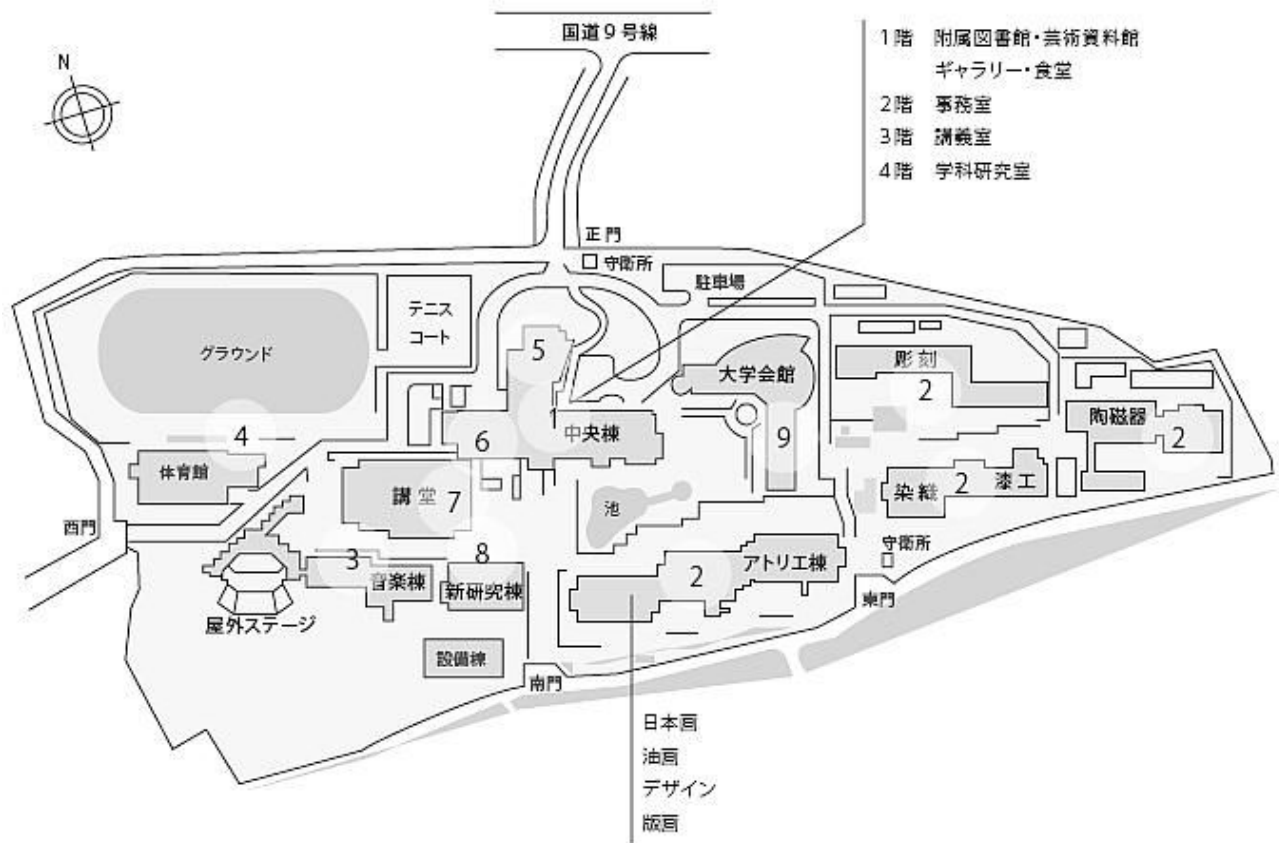
参考資料

○ 組織図

教育・研究組織		専攻・研究領域	入学定員	総定員
美術学部	美術科	日本画専攻, 油画専攻, 版画専攻, 構想設計専攻, 彫刻専攻	70	280
	デザイン科	ビジュアルデザイン専攻, 環境デザイン専攻, プロダクトデザイン専攻,	30	120
	工芸科	陶磁器専攻, 漆工専攻, 染織専攻	30	120
	総合芸術学科	総合芸術学専攻	5	20
大学院美術研究科 修士課程	絵画専攻	日本画, 油画, 版画, 構想設計	24	48
	彫刻専攻	彫刻	5	10
	デザイン専攻	ビジュアルデザイン, 環境デザイン, プロダクトデザイン	6	12
	工芸専攻	陶磁器, 漆工, 染織	12	24
	保存修復専攻	保存修復	2	4
	芸術学専攻	芸術学	3	6
大学院美術研究科 博士(後期)課程	美術専攻	日本画研究領域 油画研究領域 版画研究領域 メディアアート研究領域 彫刻研究領域 ビジュアルデザイン研究領域 環境デザイン研究領域 プロダクトデザイン研究領域 陶磁器研究領域 漆工研究領域 染織研究領域 産業工芸・意匠研究領域 保存修復研究領域 芸術学研究領域	16	48
音楽学部	音楽学科	作曲専攻, 指揮専攻	4	16
		ピアノ専攻	14	56
		弦楽専攻	14	56
		管・打楽専攻	14	56
		声楽専攻	14	56
		音楽学専攻	3	12
		大学院音楽研究科 修士課程	音楽専攻	作曲・指揮専攻(作曲), 作曲・指揮専攻(指揮)
器楽専攻(ピアノ), 器楽専攻(弦楽), 器楽専攻(管・打楽)	10			20
声楽専攻	5			10
音楽学専攻	3			6
大学院音楽研究科 博士(後期)課程	音楽専攻	作曲・指揮研究領域, 器楽研究領域 声楽研究領域, 音楽学研究領域	5	15
日本伝統音楽研究センター				
芸術資料館				
付属図書館				

○ 施設概要

場 所：京都市西京区大枝杵掛町13-6 施設用途：学校教育施設
 敷地面積：62,670.73m² 留意事項：丘陵地北斜面に立地している。
 用途地区：第1種中高層住居専用地域
 容 積 率：200% 建ぺい率：60%
 高度地区：20m第1種高度地区 防火地区：法第22条地域
 そ の 他：第1種建造物修景地区



- ①中央棟 学生食堂，購買，学長室，事務局長室，総務課，整備改革推進課，教務学生課，会議室，講義室，学科研究室
- ②美術棟 実技教室，制作室，実習室，研究室
 1.3号棟：アトリエ棟（日本画・油画・版画・構想設計・デザイン）
 4.6号棟：工房棟（染織と漆工・陶磁器・彫刻）機械室・窯場・塗装室など
- ③音楽棟 研究室，大合奏室，小合奏室，専門講義室，アーカイブ室，練習室，楽器庫など
- ④体育館 メインコート（1階），卓球場サブコート（2階），観覧テラス，体育系クラブボックス
グラウンド（200mトラック・屋外），テニスコート2面（屋外）
- ⑤中央棟 附属図書館，芸術資料館
- ⑥中央棟 陳列室，ギャラリー
- ⑦講 堂 約600座席，オーケストラピット，調整室など
- ⑧新研究棟 大学院美術研究科博士（後期）課程，実習室，音楽研究科博士（後期）課程研究室，
日本伝統音楽研究センター研究室，楽器庫，資料室，企画広報課など
- ⑨大学会館 クリエイティブスペース，情報スペース，小ギャラリー，交流室など

施設名称	建築年次	延床面積	構 造	階 数
中央棟	昭和 54 年	7,936 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 4 階, 地下 1 階
アトリエ棟	昭和 54 年	7,726 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 4 階
染織・漆工棟	昭和 54 年	2,067 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 2 階
陶磁器棟	昭和 54 年	1,225 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 1 階
彫刻棟	昭和 54 年	1,482 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 2 階
音楽棟	昭和 54 年	3,061 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 3 階
体育館	昭和 55 年	1,385 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 2 階
講堂	昭和 56 年	1,588 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 2 階 (構造計算上 4 階)
大学会館	平成 6 年	2,349 m ²	鉄筋コンクリート造	地上 3 階, 地下 1 階
新研究棟	平成 12 年	4,605 m ²	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	地上 8 階
その他(倉庫等)		1,819 m ²		
計		35,243 m ²		

○ 立地及び交通アクセス

<交通アクセス>

(JR京都駅から) 京阪京都交通バス 芸大前で下車 (約45分)

市バス 国道沓掛口又は新林池公園で下車 (約45分)

(四条烏丸から) 市バス 新林池公園で下車 (約50分)

(阪急桂駅から)

桂駅東口 : 京阪京都交通バス 芸大前で下車 (約20分)

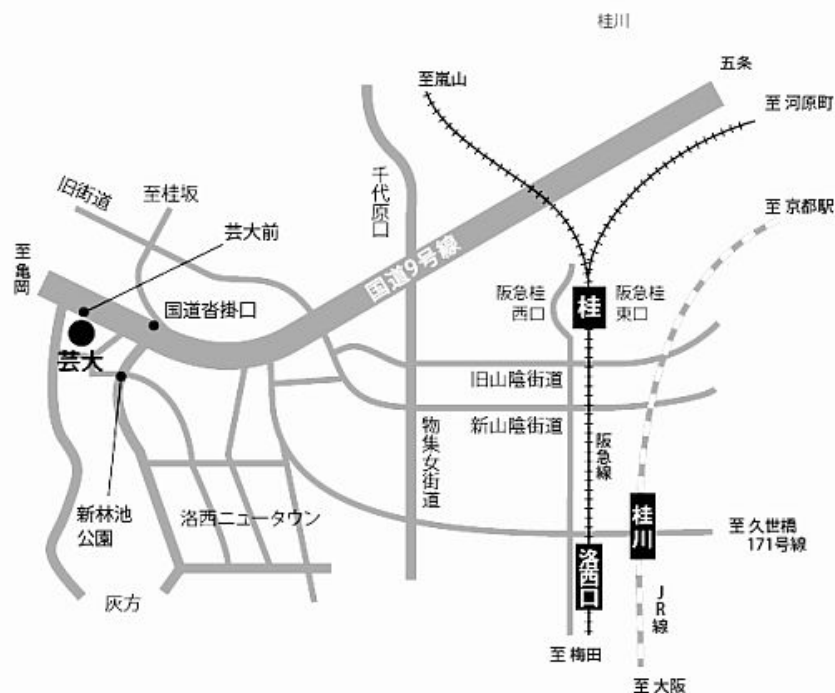
桂駅西口 : 市バス 新林池公園で下車 (約20分) , 新林池公園又は国道沓掛口で下車 (約20分)

(JR桂川駅・阪急洛西口駅から) 京阪京都交通バス 芸大前で下車 (約15分)

ヤサカバス 新林池公園又は国道沓掛口で下車 (約15分)

(JR向日町駅から) ヤサカバス 新林池公園又は国道沓掛口で下車 (約20分)

<立地>



○ アセットマネジメント（最適維持管理手法）に基づく建物診断（劣化度調査）

	建築総合劣化度	電気設備総合劣化度	機械設備総合劣化度	劣化状況			
				漏水箇所	外壁コンクリートのひび割れ	鉄筋の露出	その他
音楽棟	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	屋根及び外壁			
アトリエ棟	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ		有	有	屋根のシングル葺きの劣化
中央棟	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ	屋根			外壁タイルの一部浮き
陶磁器棟	Ⅳ	Ⅰ	Ⅰ		有	有	屋根材が劣化
設備棟	Ⅳ	Ⅰ	Ⅰ		有	有	屋上に雑草が茂っている
彫刻棟	Ⅳ	Ⅰ	Ⅰ	室内	有		屋根材の劣化
講堂	Ⅲ	Ⅲ	Ⅰ		有	有	屋根の瓦が一部飛散
染織棟	Ⅳ	Ⅰ	Ⅰ		有	有	屋根材の劣化
体育館	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ		有		
大学会館	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ		有		
新研究棟	Ⅲ	Ⅰ	Ⅰ				

- Ⅰ：「健全な状態」劣化がない
Ⅱ：「ほぼ健全な状態」部分補修は必要であるが、更新・修繕は必要ない
Ⅲ：「少し劣化が進んだ状態」更新・修繕を必要とする部位が一部にある
Ⅳ：「劣化が目立つ状態」更新・修繕を必要とする部位が目立つ
Ⅴ：「劣化が著しい状態」更新・修繕を必要とする部位が多い

○ 国公立芸術系5大学の建物面積等の比較

大学名		京都市立芸術大学	金沢美術工芸大学	愛知県立芸術大学	沖縄県立芸術大学	東京芸術大学	
入学定員数(人)	学部	美術学部：525 音楽学部：252	美術工芸学部：600	美術学部：380 音楽学部：400	美術工芸学部：260 音楽学部：160	美術学部：960 音楽学部：948	
	修士	美術研究科：104 音楽研究科：42	美術工芸研究科：74	美術研究科：80 音楽研究科：60	造形芸術研究科：30 音楽研究科：30	美術研究科：398 音楽研究科：238 映像研究科：128	
	博士	美術研究科：48 音楽研究科：15	美術工芸研究科：21	美術研究科：15 音楽研究科：9	芸術文化学 研究科：9	美術研究科：105 音楽研究科：75 映像研究科：9	
	計(A)	986	695	944	489	2,861	
学校建物の用途別面積(m ²)	講義室 演習室	2,806	3,928	17,428	2,027	※ 74,311	
	実験室・実習室 (B)	8,533	7,323	1,778	6,731		
	研究室	2,406	1,535	2,827	1,816		
	学生1人当たりの面積(B)／(A)	13.9	18.4	23.4	21.7		
	図書室	1,377	1,052	1,551	1,445		2,263
	資料館・美術館等	1,107	1,173	1,886	2,649		14,284
	体育施設	1,385	1,712	1,460	1,071		2,452
	福利厚生施設	515	788	1,125	0		673
	その他	17,114	10,523	9,462	12,048		163,954
総面積	35,243	28,034	37,517	27,787	257,937		
敷地面積[m ²]	62,670	57,980	411,258	40,427	133,104		

※ 「平成21年度東京芸術大学概要」で、所属が、美術学部、音楽学部、大学院映像研究科となっている建物の面積を合計した値

○ 耐震診断調査結果

調査箇所	調査時点	耐震不足箇所	要因
音楽棟	14年度	1階	南北を向いた壁面に窓が多く、また、建物そのものが複雑な形をしているため、強度に不安がある。 2階以上のフロアが1階より床面積が多いが、1階のほうが耐震壁が少なく、バランスが悪い。
アトリエ 1号棟	14年度	1階, 2階, 3階	極脆性柱(※1)が存在する。強度・靱性(※2)共に低い。
アトリエ 2号棟	14年度	2階, 3階	強度・靱性共に低い。
アトリエ 3号棟	14年度	1階, 2階	構造的に非埋め込み型の半端な柱があり、強度が弱い。
中央棟	14年度	1階	下階壁抜け柱の圧縮軸力比による低減。
陶磁器棟	20年度	実習室棟と研究室棟を結ぶ廊下	側面に壁が少ないため。

※1 脆性(ぜいせい) : 物質の脆さを表わす

※2 靱性(じんせい) : 物質の粘り強さを表わす

○ バリアフリーに関する整備状況の調査結果

	車椅子対応等					階段補 助手す り	点字		視覚障害者等 対応避難設備	一般 便所	施設 案内板
	エレ ベーター	ス ロープ	引 き戸	レ バー ハンドル	対 応 便 所		ブ ロ ック	案 内 板			
中央棟	×	△	×	×	○	△	○	×	×	△	△
アトリエ棟	×	×	×	×	×	△	×	×	×	△	×
染織・漆工棟	×	×	×	×	×	△	×	×	×	△	×
陶磁器棟	—	△	×	×	×	—	×	×	×	△	×
彫刻棟	×	—	×	×	×	△	×	×	×	△	×
音楽棟	×	△	×	×	×	△	○	×	○	△	×
体育館	×	△	×	×	×	△	×	×	×	△	×
講堂	×	△	×	×	○	△	×	×	×	△	△
大学会館	○	○	×	○	○	△	○	○	○	○	○
新研究棟	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○
外構	—	○	—	—	—	×	×	×	—	—	×

※1 ○は整備済み, △は一部整備済み, ×は未整備のことを指す。

※2 外構の車椅子対応等については、スロープのほか、段差の状況は△, 対応駐車場は○である。

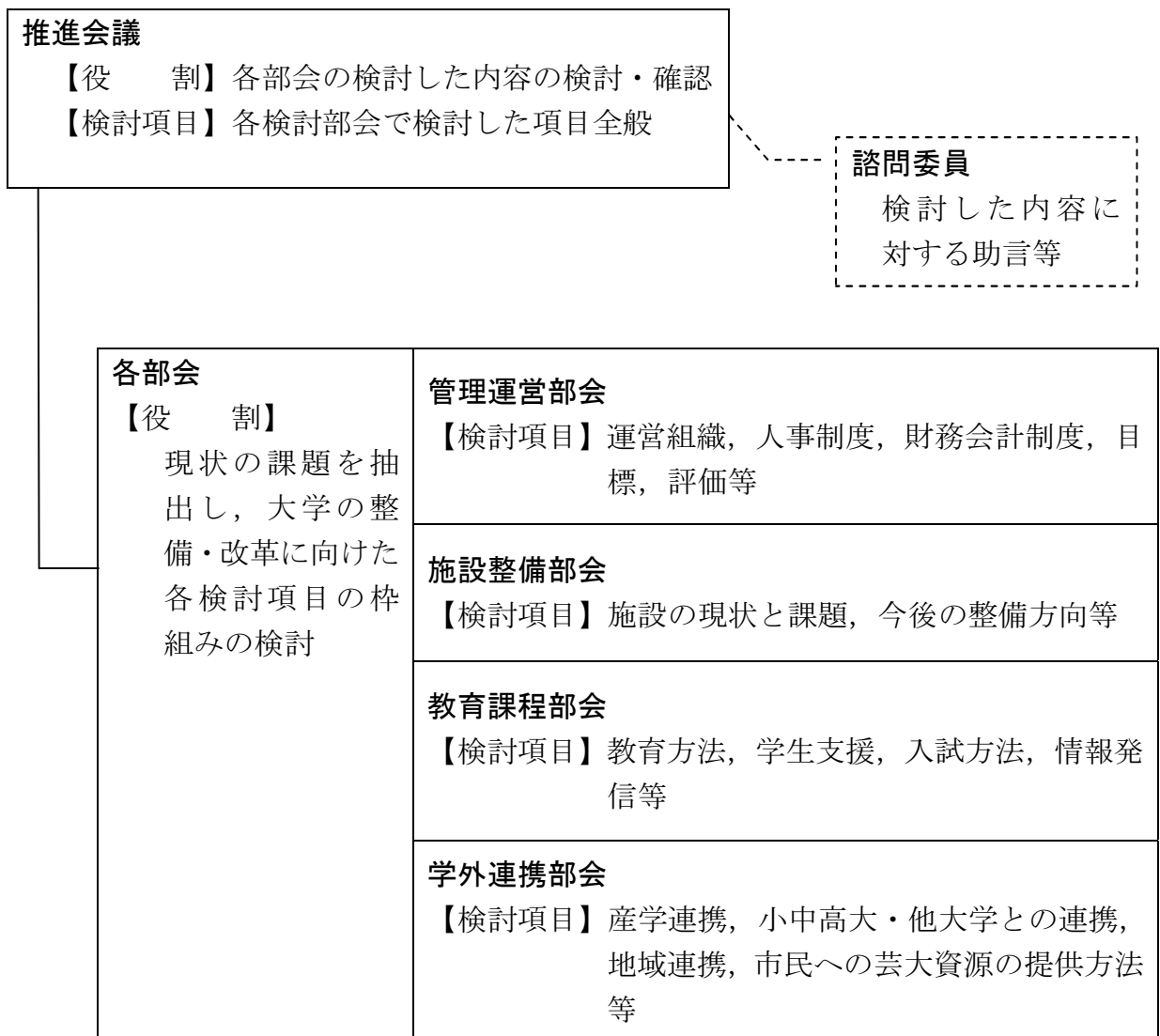
○ 京都市立芸術大学整備・改革推進会議

① 役割及び検討項目

京都市立芸術大学整備・改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、方針に掲げる3つの柱（教育研究の充実、関係諸機関との連携の強化、公立大学法人制度の導入）に基づいた取組内容について協議し、基本的方向を記載した基本計画を策定するために設置した。

基本計画に記載すべき項目は、多岐にわたることから、推進会議の下部組織として、4つの部会（管理運営部会、施設整備部会、教育課程部会、学外連携部会）を設置し、それぞれの部会で検討した内容を、推進会議で更に検討・協議した。

また、検討事項に関して精通した方に適宜助言を受けるため、京都市立芸術大学のあり方懇談会委員から7名を、推進会議諮問委員として委嘱した。



② 推進会議委員

【21年度】

議長：星川 茂一 副市長
副議長：中島 康雄 行財政局長
委員：川島 司 財政担当局長
西村 隆 総合企画局長
山岸 吉和 文化市民局長
在田 正秀 教育次長
潮江 宏三 芸術大学長
渡辺 眞 芸術大学美術学部長
鶴田 憲次 芸術大学美術研究科長
呉 信一 芸術大学音楽学部長・音楽研究科長

議長が承認した出席者：

久保田敏子 芸術大学日本伝統音楽研究センター所長
山本 毅 芸術大学情報管理主事

【22年度】

議長：星川 茂一 副市長
副議長：塚本 稔 行財政局長
委員：川島 司 財政担当局長
西村 隆 総合企画局長
山岸 吉和 文化市民局長
在田 正秀 教育次長
西島 安則 芸術大学長
渡辺 眞 芸術大学美術学部長
鶴田 憲次 芸術大学美術研究科長
山本 毅 芸術大学音楽学部長
前田 守一 芸術大学音楽研究科長

議長が承認した出席者：

久保田敏子 芸術大学日本伝統音楽研究センター所長

③ 部会委員

【21年度】

		施設 整備 部会	管理 運営 部会	学外 連携 部会	教育 課程 部会
行 財 政 局	中島 康雄 行財政局長	◎	◎		
	廣野 貴夫 総務部長	○	○	○	○
	田中 照人 人事部長		○		
	高城 順一 財政部長	○	○		
	古瀬ゆかり 総務部総務課長	○	○	○	○
大 学 教 員	潮江 宏三 学長	○	○	◎	◎
	渡辺 眞 美術学部長（芸術学・デザイン学）		○		
	鶴田 憲次 美術研究科長（油画）	○			
	呉 信一 音楽学部長・音楽研究科長（管楽器）	○			
	山本 毅 情報管理主事（打楽器）		○		
	内藤 英治 学生部長（染織）				○
	伊東 徹夫 附属図書館・芸術資料館長（工芸学・芸術学）	○			
	久保田敏子 日本伝統音楽研究センター所長（日本音楽史）	○		○	
	野村 仁 美術学部教授（彫刻）	○			
	魚住 洋一 美術学部教授（哲学）		○		
	小山 格平 美術学部教授（プロダクトデザイン）			○	
	阿部 裕之 音楽学部教授（ピアノ）				○
	前田 守一 音楽学部教授（作曲）				○
	龍村あや子 音楽学部教授（音楽学）			○	
後藤 静夫 日本伝統音楽研究センター教授（日本近世芸能史）	○			○	
大 学 事 務 局	大森 憲 事務局長		○	○	
	脇田 寛 事務局次長	○			○
	吉村 庄一 事務局次長		○	○	
	古家 實義 総務課長	○			○
	神元 哲郎 企画広報課長			○	
	峯野 芳郎 教務学生課長				○
関 係 局	吉川 芳朗 総合企画局大学政策担当部長	○		○	
	平竹 耕三 文化市民局文化芸術都市推進室長			○	
	堀池 雅彦 産業観光局商工部長			○	
	中永 健史 教育委員会事務局総務部長			○	

◎は部会長を表す。※ 教員の（ ）内は、専攻を表す。

【22年度】

		施設 整備 部会	管理 運営 部会	学外 連携 部会	教育 課程 部会
行 財 政 局	塚本 稔 行財政局長	◎	◎		
	藤井宏一郎 総務部長	○	○	○	○
	田中 照人 人事部長		○		
	高城 順一 財政部長	○	○		
	古瀬ゆかり 総務部総務課長	○	○	○	○
大 学 教 員	西島 安則 学長	○	○	◎	◎
	渡辺 眞 美術学部長（芸術学・デザイン学）		○		○
	鶴田 憲次 美術研究科長（油画）	○			
	山本 毅 音楽学部長（打楽器）		○		○
	前田 守一 音楽研究科長（作曲）				○
	内藤 英治 学生部長（染織）				○
	阿部 裕之 情報管理主事（ピアノ）				○
	潮江 宏三 附属図書館・芸術資料館長（西洋美術史・芸術学）	○			
	久保田敏子 日本伝統音楽研究センター所長（日本音楽史）	○		○	
	小山 格平 美術学部教授（プロダクトデザイン）			○	
	秋山 陽 美術学部教授（陶磁器）	○			
	辰巳 明久 美術学部教授（ビジュアルデザイン）		○		
	松本日之春 音楽学部教授（作曲）			○	
	呉 信一 音楽学部教授（管楽器）	○			
龍村あや子 音楽学部教授（音楽学）			○		
後藤 静夫 日本伝統音楽研究センター教授（日本近世芸能史）		○		○	
大 学 事 務 局	廣野 貴夫 事務局長	○	○	○	○
	脇田 寛 事務局次長	○			○
	吉村 庄一 事務局次長		○	○	
	古家 實義 総務課長	○			○
	神元 哲郎 企画広報課長			○	
	中西 朗 教務学生課長				○
関 係 局	吉川 芳朗 総合企画局大学政策担当部長	○		○	
	平竹 耕三 文化市民局文化芸術都市推進室長			○	
	堀池 雅彦 産業観光局商工部長			○	
	中永 健史 教育委員会事務局総務部長			○	

◎は部会長を表す。※ 教員の（ ）内は、専攻を表す。

④ 推進会議 諮問委員

※ 職名は、平成22年3月1日現在

尾池 和夫	財団法人国際高等研究所長，前京都大学総長
金児 暁嗣	公立大学法人大阪市立大学理事長，大阪市立大学長
岸本久美子	京都市教育委員会指導部学校指導課専門主事， 前京都市立銅駝美術工芸高等学校長
齋藤 茂	株式会社トーセ代表取締役社長兼C. E. O.
田中 美鈴	京都市教育委員会事務局指導部音楽高校改革推進・建設室室長補佐
西島 安則	京都市産業技術研究所長
本間 政雄	立命館アジア・太平洋大学副学長

⑤ 会議開催等経過

日程	会議	内容
平成21年 8月31日	第1回推進会議	検討項目を整理した上，4つの部会の設置を説明し，各部会での検討を指示
9月上旬～	各部会	各部会を順次開催し，各項目の検討 (第1回) (第2回) 施設整備部会 21.9.10 21.10.23 管理運営部会 21.9.11 21.10.30 学外連携部会 21.9.14 21.10.29 教育課程部会 21.9.15 21.10.27
11月13日	第2回推進会議	各部会での検討内容の報告を受け，その内容について検討・確認し，問題点を抽出
11月中旬～	各部会	各部会を順次開催し，第2回推進会議での指摘を踏まえて検討 (第3回) (第4回) 教育課程部会 22.1.25 22.2.1 学外連携部会 22.1.25 22.2.1 施設整備部会 21.12.24 22.1.25 管理運営部会 21.12.24 22.2.1
平成22年 2月16日	第3回推進会議	各部会での検討内容を踏まえた「基本計画」(案)を検討・確認
3月中旬～	各部会	調整会議及び各部会を順次開催し，第3回推進会議での指摘を踏まえて検討 (第1回) (第2回) 調整会議 22.3.11 22.3.15 (第5回) 教育課程部会 22.3.15 学外連携部会 22.3.15 施設整備部会 22.3.12 管理運営部会 22.3.15

日程	会議	内容
3月24日	第4回推進会議	「基本計画」(案)の検討・確認
4月19日 ～5月19日		基本計画(案)策定, パブリックコメントの実施
5月31日	合同部会	パブリックコメントを踏まえた基本計画(最終案)の検討
6月9日	第5回推進会議	パブリックコメント及び合同部会での検討内容を踏まえ、基本計画(最終案)の検討・確認

京都市立芸術大学整備・改革基本計画

2010（平成22）年6月

■ 京都市行財政局総務部総務課 ■

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話 075-222-3045 FAX 075-222-3838

http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/soshiki/3-1-1-0-0_1.html

■ 京都市立芸術大学 ■

〒610-1197 京都市西京区大枝沓掛町 13-6

電話 075-334-2400 FAX 075-334-2238

<http://www.kcua.ac.jp/>

京都市印刷物 第 2 2 3 0 7 0 号